各都道府県総務部長 各都道府県議会事務局長 各指定都市総務局長 各指定都市議会事務局長

総務省自治行政局行政課長 (公印省略)

行政財産の用途廃止前の処分について

平成29年地方分権改革に関する提案募集において、PFI事業契約が締結され、将来、公用又は公共用に供されないことが確定している行政財産(土地)については、現に建屋が存在し、行政サービスが提供されている間においても、売り払いを可能とすることについて提案がありました。

本提案の内容を踏まえ、行政財産の管理及び処分(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4)については、公共施設の集約化に当たっての効率的かつ効果的な施設整備や余剰地の利活用の促進等に資するよう、将来における行政財産としての用途廃止後に普通財産に切り替えた上で売り払う内容の契約であって、契約締結後の事情変更等にも支障なく対応できる限り、行政財産として供用している間に契約を締結することが可能であるものとし、これに伴い、下記の行政実例については、廃止することとしましたので通知します。

貴都道府県総務部長におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長 及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、同法第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

○昭和58年1月13日付 行政課決定

問 現在使用中の庁舎用地について、将来の庁舎の移転を見越して、現時点に おいて庁舎として使用中のまま売払い契約を締結することはできないもの と解されるがどうか。

答お見込みのとおり。